

令和4年度

粕屋町男女共同参画計画実施状況報告書（令和3年度分）

粕屋町協働のまちづくり課

## 目次

粕屋町の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 頁

基本目標と施策の体系・・・・・・・・・・・・2 頁

令和3年度実施状況・・・・・・・・・・・・3 頁～

( 具体的施策ごとの実施状況・・・・・・・・9 頁～ )

## [粕屋町の取組]

男女共同参画社会とは、男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。粕屋町において、平成26年度に「粕屋町男女共同参画に関する意識調査」を実施したところ、未だに固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会慣行等が根強く残っており、男女共同参画社会の実現に向けて解決しなければならない課題が多く残されていることが明らかとなりました。こうした現状と課題を踏まえ、「女性も男性も共にいきいきと活躍し、誰もが輝く活力ある粕屋町を構築する」を基本理念とする「粕屋町男女共同参画計画（平成27年度～令和6年度）」を策定しました。計画期間の中間年にあたる令和元年度には、社会情勢の変化や様々な関連法の改正・施行に対応するため計画の見直しを行い、「粕屋町男女共同参画計画 後期計画（令和2年度～令和6年度）」を策定しました。粕屋町における男女共同参画社会の形成をよりいっそう進めるため、行政と住民が一体となって本計画を推進していきます。



## [令和3年度実施状況]

各担当課において自己評価を行い、取りまとめたものを粕屋町男女共同参画審議会において、点検、評価及び協議を行いました。その結果を各担当課にフィードバックし、改善を促すことにより計画の推進を図ります。

計画の見直しに伴い令和元年5月に実施した男女共同参画に関する町民意識調査では、性別による固定的な役割分担意識に「同感しない」とする考え方が前回の調査（平成26年実施）と比較すると増加しており、男女共同参画について町民への周知と理解が図られていることが分かります。しかし、依然として「同感する」人も多く、さらなる性別役割分担意識の解消に向けて継続した取組が求められています。

令和3年度は、町民の男女共同参画に関する意識を高めていくため、男女共同参画オンライン講演会を実施しました。

男性の育児・介護、地域への参加の促進として、かすやこども館では父子向けのイベント等が行われたほか、男性も育児に参加しやすくなるよう、男性用個室トイレにベビーチェアを設置するなど、環境面における整備が進められました。

働く場における男女共同参画の促進として、令和3年度より労働問題を含めた性別に関する相談を処理するための「男女共同参画苦情処理制度」を導入しました。しかし、雇用分野においては、ハラスメント防止やワーク・ライフ・バランスについて、特に農業・商工自営業者への啓発が進んでおらず、啓発方法等の検討が必要となっています。

DV防止の観点では、粕屋地区女性ホットラインなどの相談窓口に関する情報を広報誌へ定期的に掲載、啓発物資を配布するなど、周知や相談体制の強化を図っています。具体的施策ごとに実施状況の評価を行いました。（次頁より）

## ●基本目標 I について

基本目標 I : 男女共同参画社会実現のための意識づくり
基本施策 (1) 男女共同参画についての意識啓発 基本施策 (2) 男女共同参画についての教育・学習の推進

町民の男女平等の意識を醸成し、固定的性別役割分担意識にとらわれず、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮し、家庭や地域社会などのあらゆる場において活躍ができるよう、男女共同参画についての意識啓発や教育活動を充実し、その意識を醸成していきます。

### <令和3年度の施策の実施状況の概要>

- ・ ホームページや広報紙で、男女共同参画や相談窓口に関する掲載を積極的に行った。
- ・ 町民の意識を高めるため、男女共同参画オンライン講演会を行った。
- ・ 6月の男女共同参画週間では、町立図書館において男女共同参画関連本コーナーを設置した。
- ・ 学校教育の分野では、学習要領に基づき男女平等教育を進めるとともに、男女混合名簿の適切な利用を行った。
- ・ 出前講座では、男女共同参画の視点を取り入れて実施した。

### ○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	1	7	2	0
%	10.0%	70.0%	20.0%	0%

[各施策の評価区分]

- A. 90%以上 (十分達成している)
- B. 70%以上 (ある程度達成しているが一部課題が残る)
- C. 50%以上 (達成が不十分であり、更なる努力を要する)
- D. 50%未満 (現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

## ●基本目標Ⅱについて

基本目標Ⅱ：男女が共に能力を発揮できる社会づくり

基本施策（１）働く場における男女共同参画の促進

基本施策（２）ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が平等に個性や能力を発揮して働くことができるように、雇用の場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭の両立に向けて、子育てや介護等の支援充実や男性の子育て等への参画の促進を図ります。

### <令和3年度の施策の実施状況の概要>

- ・女性の労働に関する支援では、労働問題を含めた性別に関する人権侵害の相談処理をするための「男女共同参画苦情処理制度」を導入した。
- ・入札参加申請（指名登録）の際に、町のホームページに男女共同参画推進の協力について掲載し、啓発を行った。
- ・人が集まる人権のつどいなどで男女共同参画の啓発物資を配布し、男女共同参画に対する意識付けを行った。
- ・「日曜パパとママのたまご学級」やかすやこども館でのイベントを通じて、男性の家事・育児への参画意識の向上を図った。
- ・こども館内の男女個室トイレにベビーチェアを設置したことにより、父親と子のみの来館者が利用しやすくなった。
- ・町が実施する講座や会議等において託児が必要と見込まれる場合は、予算を確保して託児を実施した。

### ○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	1	3	6	1
%	9.1%	27.3%	54.5%	9.1%

[各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

●基本目標Ⅲについて

基本目標Ⅲ：男女が共に参加し支えあうまちづくり
基本施策（１）政策・方針決定の場への女性の参画推進 基本施策（２）地域における男女共同参画の推進

政策や方針の決定の場に男女が対等に参画できる環境づくりを進めるとともに、地域活動や防災分野においても積極的に男女共同参画を推進します。

<令和3年度の施策の実施状況の概要>

- ・ 審議会の中には充て職で構成され女性登用率の向上が難しいものもあるが、審議会等の設置時には委員の男女比を考慮のうえ構成を検討した。
- ・ 女性リーダーの育成に関する情報提供として、福岡県等が行う講座やセミナーなどの情報をホームページに掲載した。
- ・ 災害備蓄品の管理においては、女性の視点を取り入れた品目の選定を行い、購入を進めた。
- ・ 自主防災組織に対して行う防災講座や避難訓練において、男女が平等に役割を担うことの必要性を伝えた。
- ・ まちづくり活動支援室の登録団体の中には女性の活動者も多く、地域における女性の活躍を支援した。

○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	0	3	2	1
%	0%	50.0%	33.3%	16.7%

[各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）



## ●基本目標Ⅳについて

基本目標Ⅲ：男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり
基本施策（１）生涯を通じた健康支援
基本施策（２）あらゆる暴力の根絶
基本施策（３）困難な状況に置かれている人への支援

男女が生涯にわたり健康で安心して暮らせるように、性に関する正しい情報の提供や、人生の各段階に応じた健康支援を行います。また、「DV防止法」に基づき、DV（ドメスティック・バイオレンス）やデートDV（交際相手からの暴力）を防止し、被害者を支援するとともに性暴力やハラスメント等のあらゆる暴力、性による差別的行為の根絶に向け、人権教育・啓発の推進等充実を図ります。さらに、ひとり親家庭や配慮を必要とする人たちが安心して暮らせるような支援の取組を進めます。

### <令和3年度の施策の実施状況の概要>

- ・かすや地区女性ホットラインを定期的に広報紙へ掲載する等、相談窓口の積極的な周知に努めた。
- ・性犯罪など被害防止に向けた啓発について、広報誌において、性犯罪対策や相談窓口の情報提供を行った。
- ・主体的に取り組む健康づくりの啓発として、広報誌やホームページ、出前講座を通して疾病や生活習慣病予防、食育に関する情報の周知を行った。
- ・中学校では性に関する講演会等の中でデートDV防止についても学ぶ機会を設けた。また、中学校の全学年を対象にデートDVの啓発チラシを作成し、学校での配付を行った。
- ・ひとり親家庭への支援として、手当の支給や医療費の助成手続きを遺漏なく実施し、就学援助の案内を全世帯に案内する等の周知を図った。

### ○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	3	9	7	1
%	15.0%	45.0%	35.0%	5.0%

[各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

## ●推進体制について

町が模範的職場環境となるよう特定事業主行動計画を推進し、粕屋町のすべての施策に男女共同参画社会の形成に配慮するよう職員に対する啓発を進めます。

庁内の推進体制を整備していくとともに、男女共同参画に関する活動を行う町民や団体と協働して啓発活動や問題解決に取り組みます。

町の広報や出版物は公共性や信頼性が高く影響が大きいため、国のガイドライン「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」を活用して社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現となるよう組織内に働きかけます。

計画の実施状況については、町民の代表を中心に構成される「粕屋町男女共同参画審議会」による評価・提言を受けながら、毎年結果を公表します。

### <令和3年度の施策の実施状況の概要>

- ・職員採用試験では、平等取扱いの原則及び成績主義の原則を前提とした選考を実施した。管理職への登用は、勤務成績に基づき公平かつ積極的に行い、性別にとらわれない職場配置に努めた。
- ・全職員を対象とした人権研修の中で、女性の人権問題や仕事と家庭についての内容を取り上げ、職員の意識啓発を図った。
- ・町民との協働事業においては、男女共同参画の視点を取り入れながら取り組んだ。
- ・広報物等の作成においては、社会的性別（ジェンダー）にとらわれない表現の使用に配慮した。
- ・男女共同参画計画の進捗状況を把握するため、各施策の担当課において評価を行い、ホームページで公表した。

### ○具体的施策ごとの実施状況の評価

評価区分	A	B	C	D
施策数	2	3	3	0
%	25.0%	37.5%	37.5%	0%

[各施策の評価区分]

- A. 90%以上（十分達成している）
- B. 70%以上（ある程度達成しているが一部課題が残る）
- C. 50%以上（達成が不十分であり、更なる努力を要する）
- D. 50%未満（現状では達成にほど遠く、今後改善を要する）

令和3年度 粕屋町男女共同参画計画後期計画 施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

基本目標	基本施策	施策の方向	N O	取組	取組内容	担当課	達成度(自己評価)	令和3年度の実施状況	現状の課題 今後の見通し	達成度の推移 R2→R3→R4 →R5→R6	審議会の意見
I 男女共同参画社会実現のための意識づくり	1 男女共同参画についての意識啓発	(1) 町民の理解を深める啓発	1	男女共同参画に関する情報の提供	広報紙、ホームページ、SNS等を活用し、男女共同参画に関する取組や法令等をわかりやすく解説するなど積極的に情報を提供します。また、町民や教育機関向けのパンフレット等を作成し、それぞれに対応した啓発に努めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報紙には年6回程度、関係記事を掲載し啓発を行った。ホームページでは、福岡県男女共同参画センターなどの各種講座やイベントの案内を随時行った。	SNSを利用するなど情報発信の多様化を図り、町民に広く周知できる手段での啓発を検討する。	B→B→ → →	男女共同参画に関するコラムの掲載など広報誌での啓発は十分だと思うが、今後は広報誌を読まない若い世代にも届くように公式LINEなどSNSを活用して情報発信してほしい。
			2	男女共同参画関連講座・講演会等の実施	男女共同参画意識を高めるために出前講座や人権学習などの機会を捉えて啓発を進めるとともに、講演会等についても開催していきます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	男女共同参画についての意識や理解を深めるための講演会をオンライン形式で行った。	講演会や講座は毎年実施できるよう着手していく。また、より多くの方が参加できるように周知方法の検討を行う。	B→B→ → →	
		(2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供	3	男女共同参画週間の推進	男女共同参画週間(6/23~6/29)に、ポスターの掲示、ホームページへの掲載を行うなど、男女共同参画週間について町民への周知を充実します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報紙及びホームページで男女共同参画週間とキャッチフレーズを掲載し、啓発を行った。また、週間に合わせて町立図書館において関連図書の紹介を行い、町民の関心を高めた。	現在の取組に加え、公共施設や駅などにポスターを掲示し、更なる周知を図っていく。	B→B→ → →	
			4	関連図書の収集と紹介	粕屋町立図書館において、男女共同参画に関する図書、情報の収集を行い、特集コーナーを設けるなど積極的に紹介していきます。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	女性の就職、介護、家族関係等の男女共同参画に関連する図書を積極的に収集した。また6月の男女共同参画週間を含む1か月間「男女共同参画関連本コーナー」を設置した。	手に取りやすい資料を集め、協働のまちづくり課と連携し男女共同参画に関連する図書の特集コーナーを充実させる。	B→B→ → →	
	2 男女共同参画についての教育・学習の推進	(1) 教育・保育における男女平等教育の推進	5	乳幼児期からの男女平等教育の推進	乳幼児期からの社会的性別(ジェンダー)にとられない自由な発想と個性を伸ばす教育について、保育所・幼稚園に対して働きかけを行います。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	サッカー教室やリズム遊びなどの体育活動では女の子も女の子も一緒にチームで協力しあって遊んでいる。日頃からひとりひとりの個性を尊重し、理解し、お互いを認め合い、社会的性別にとられないことのない教育を実践している。	乳幼児期から友達や様々な人と触れ合い、豊かな体験を重ねながら、社会的性別にとられないことのない自由な発想と個性を伸ばす教育を行う。	B→B→ → →	
			6	学校教育における男女平等教育の推進	学習指導要領に従って男女平等の理念に基づいた教育を行います。中学校における職場体験、小学校におけるキャリア教育等進路指導においても、社会的性別(ジェンダー)にとられない指導を実施していきます。また、小中学校における男女混合名簿の適切な利用の普及に努めます。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	学級においては、学級活動を通して、男女が相互の理解と協力しながら活動する学習を行った。全校での行事等はリモートで行うなどして、異学年・男女の集団における児童・生徒の連帯感を育てた。また、男女混合名簿を適切に利用した。	性的な多様性やマイノリティー等に関する学習を発達段階に応じて行う。	A→A→ → →	
			7	男女平等教育に関する教職員の研修	男女共同参画・男女平等教育などについて、教職員の研修を実施していきます。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	「教師が児童生徒ひとりひとりを大切に授業づくり」「児童生徒同士が互いの良さに気付く授業」を行うための内容を盛り込んだ研修を実施した。	男女共同参画・男女平等教育により焦点を当てた研修を行う。	B→B→ → →	
			8	保育所・幼稚園職員への研修	町で講演会や研修を実施する際に、保育所・幼稚園職員に参加を要請し、啓発と研修機会を提供します。	総務課 子ども未来課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→ → →	
			8	保育所・幼稚園職員への研修	町で講演会や研修を実施する際に、保育所・幼稚園職員に参加を要請し、啓発と研修機会を提供します。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	男女共同参画に特化した研修は実施していないが、保育所・幼稚園の職員も含む全職員を対象とした人権研修の中で啓発を行った。	定期的に男女共同参画に特化した研修を実施するとともに、職員人権研修の中で、男女共同参画や男女平等に関するテーマを取り上げるなど、職員の意識啓発を図っていく。	C→C→ → →	
			8	保育所・幼稚園職員への研修	町で講演会や研修を実施する際に、保育所・幼稚園職員に参加を要請し、啓発と研修機会を提供します。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	町の職員研修、人権を尊重する町民の集い、県の人権研修会に参加し、学んだことを報告しあい、職員の人権教育の意識向上を図っている。(令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大により中止)	今後も積極的に人権教育研修に参加し、学習機会の充実を図っていく。	C→C→ → →	幼稚園や保育園の先生こそ研修を受けるべき。受ける時間がない場合は冊子などで勉強してもらうなど、代替の方法を考える必要がある。授業では男女共同参画に関わる絵本などの導入も有効ではないか。

令和3年度 粕屋町男女共同参画計画後期計画 施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、  
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

I 男女共同参画社会実現のための意識づくり	2 男女共同参画についての教育・学習の推進	(2)生涯学習における男女共同参画の推進	8	保育所・幼稚園職員への研修	町で講演会や研修を実施する際に、保育所・幼稚園職員に参加を要請し、啓発と研修機会を提供します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	町の職員研修、講演会の開催時には、保育所・幼稚園職員も対象としている。男女共同参画としての研修はできなかったが、総務課で全職員を対象とした男女共同参画に関する内容を含む人権研修を行っており、保育所・幼稚園職員も参加している。	講演会や研修を計画期間等の節目など長期的に計画し、男女平等教育における職員の意識向上を図る。	C→C→ → →		
			9	地域や団体への啓発と支援	自治公民館の年間事業の中で男女共同参画に関する研修を行います。社会教育関連団体やまちづくり活動支援室登録団体等各種団体が行う研修・学習に対して男女共同参画について学習支援を行います。また、男女共同参画の視点から啓発や助言を行います。	社会教育課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→ → →		
			9	地域や団体への啓発と支援	自治公民館の年間事業の中で男女共同参画に関する研修を行います。社会教育関連団体やまちづくり活動支援室登録団体等各種団体が行う研修・学習に対して男女共同参画について学習支援を行います。また、男女共同参画の視点から啓発や助言を行います。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	新型コロナウイルスの影響により、自治公民館における人権学習会の半数が中止となった。また、社会教育関係団体に対する学習機会の提供もできなかった。	自治公民館における人権学習の中で、男女共同参画も含めて啓発を行う。社会教育関係団体に参加を要請している三本大会、人権のつどい等の研修会にて男女共同参画についての講演を行い、学習機会の提供を図る。	C→C→ → →		
			9	地域や団体への啓発と支援	自治公民館の年間事業の中で男女共同参画に関する研修を行います。社会教育関連団体やまちづくり活動支援室登録団体等各種団体が行う研修・学習に対して男女共同参画について学習支援を行います。また、男女共同参画の視点から啓発や助言を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	まちづくり活動支援室登録団体に対し、男女共同参画の視点に立った助言は行っているが、学習支援までは至っていない。	まちづくり活動支援室登録団体へ講座や研修会等の案内を行い、男女共同参画について学ぶ場を提供していく。	C→C→ → →		
			10	出前講座による学習機会の提供	出前講座のメニューに男女共同参画に関する内容を用意し、学習機会を提供します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	出前講座では、男女共同参画に特化したメニューを用意できなかったが、人権や防災など他のメニューの中で男女共同参画の視点を取り入れて実施した。	他の講座の中で男女共同参画の視点に立った内容を取り入れ、啓発の機会を増やす。男女共同参画に特化した講座の開設に向けて職員のスキルアップを図る。	B→B→ → →		
	II 男女が共に能力を発揮できる社会づくり	1 働く場における男女共同参画の促進	(1)事業所等への啓発・情報提供	11	法律や制度について啓発	男女雇用機会均等法、女性活躍推進法や働き方改革などの法律や制度について、関連機関と連携し情報提供や啓発を行います。	地域振興課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→ → →	
				11	法律や制度について啓発	男女雇用機会均等法、女性活躍推進法や働き方改革などの法律や制度について、関連機関と連携し情報提供や啓発を行います。	地域振興課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	関係機関・団体から届くチラシ等がある際は掲示するが、担当課に届くことがない。	事業所対応は商工会と連携しているが、担当課に啓発資料等が届くことがない。啓発資料等がある際は、掲示やホームページへの掲載などを検討する。	D→D→ → →	
				11	法律や制度について啓発	男女雇用機会均等法、女性活躍推進法や働き方改革などの法律や制度について、関連機関と連携し情報提供や啓発を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	法律や制度についての情報提供・啓発はできなかったが、人が集まる人権のつどいなどで男女共同参画の啓発物資を配布し、男女共同参画に対する意識付けを行った。	国・県から届く法律や制度についての情報を町から商工会へ提供し、商工会を通じて町内の企業や事業所へ啓発できる体制を作っていく。	C→C→ → →	
				12	指名登録事業者への意識啓発	町の指名登録を希望する事業者などに対して、男女共同参画に関する意識啓発に取り組まします。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	入札参加申請(指名登録)の際に、町のホームページに男女共同参画推進の協力について掲載し、啓発を行った。	入札参加申請は隔年の申請となるので、申請受付時は継続して実施していきたい。	D→C→ → →	
		(2)女性の就労支援	13	女性の再就労に対する支援	結婚、出産、介護等の理由で離職した女性や再就職を希望する人のために能力開発や学習に関する機会、支援についての情報提供に努めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	福岡県や福岡県男女共同参画センターなどの取組をホームページで紹介した。	関連機関が取り組んでいる支援等の情報を収集し、ホームページや広報紙、SNSなどを活用して住民へ発信していく。	C→C→ → →	子どもがいる家庭など遠方に働きに出づらな事情がある人もいると思う。町内企業の求人募集について、町からの広報誌を使った情報提供を行うのはどうか。	

令和3年度 粕屋町男女共同参画計画後期計画 施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、  
C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

II 男女が共に能力を発揮できる社会づくり	1 働く場における男女共同参画の促進	(2) 女性の就労支援	14	女性の労働に関する支援	ハラスメント、採用や解雇のこと、賃金、労働条件、パート労働の問題など、女性の労働に関する相談等の取組を進めていきます。	地域振興課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→ → →	
			14	女性の労働に関する支援	ハラスメント、採用や解雇のこと、賃金、労働条件、パート労働の問題など、女性の労働に関する相談等の取組を進めていきます。	地域振興課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	関係機関・団体から届くチラシ等がある際は掲示するが、担当課に届くことがない。	啓発資料等がある際は、掲示やホームページへの掲載などを検討する。	D→D→ → →	
			14	女性の労働に関する支援	ハラスメント、採用や解雇のこと、賃金、労働条件、パート労働の問題など、女性の労働に関する相談等の取組を進めていきます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	労働問題を含めた性別に関する相談を処理するための「男女共同参画苦情処理制度」を導入した。	申請は無かったが、今後も住民及び事業所に対して、男女共同参画苦情処理制度を今まで以上に周知し、活用へとつなげていく。	B→B→ → →	男女共同参画苦情処理制度について、広報誌に限らず町民の目に留まる形で周知を続けてほしい。認知度も評価項目に入れてほしい。
			15	農業・商工自営業における男女共同参画の促進	家族従業者として携わる女性が、その労働に見合う正当な評価と対価を受け、男性と対等なパートナーとして経営に参画できるように促進します。	地域振興課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	関係機関・団体から届くチラシ等がある際は掲示するが、担当課に届くことがない。	啓発資料等がある際は、掲示やホームページへの掲載などを検討する。	D→D→ → →	町単体で解決できることではないと思うので、外部の機関である商工会やJAに対して、業務上つながりのある地域振興課から呼びかけやお願いをしてみてもどうか。
	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	(2) 男性の育児・介護、地域への参加の促進	16	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた啓発	広報紙等を活用し、町民及び事業所に対しワーク・ライフ・バランスについて啓発します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	町民及び事業所に対し、ワーク・ライフ・バランスについて啓発する機会を作ることができなかった。	広報紙を活用し、仕事とプライベートの両方を充実させることの重要性を広く周知していく。	C→C→ → →	
			17	男性の家事・育児・介護への参画意識の形成	男性の家事・育児・介護への参加、地域への参画について、周知を図るとともに各種講座を開催するなど、参画意識の向上を図ります。	健康づくり課 子ども未来課 介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→ → →	
			17	男性の家事・育児・介護への参画意識の形成	男性の家事・育児・介護への参加、地域への参画について、周知を図るとともに各種講座を開催するなど、参画意識の向上を図ります。	健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	第1子を妊娠中の妊婦及びそのパートナーを対象とした「日曜パパとママのたまご学級(両親学級、2回・60人)」の中で、子育てに関する講演や体験活動(妊婦体験・沐浴)等を実施した。新型コロナウイルスの感染拡大により4回→2回とし、実施する際も対象人数を減らして一部内容を変更した。	今後も感染防止対策を徹底しながら、できる限り多くの参加希望者に対応できるよう、実施内容の検討を行いながら継続して実施する。	A→A→ → →	
			17	男性の家事・育児・介護への参画意識の形成	男性の家事・育児・介護への参加、地域への参画について、周知を図るとともに各種講座を開催するなど、参画意識の向上を図ります。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	こども館では子と母親での利用が多い中、子と両親であったり、子と父親のみでの利用があった。また、環境面ではこども館内男女個室トイレにベビーカーを設置したことにより、父親と子のみの利用がしやすくなった。	今後も、父親が参加しやすい子育てルームや講座の開催に努める。	B→B→ → →	
			17	男性の家事・育児・介護への参画意識の形成	男性の家事・育児・介護への参加、地域への参画について、周知を図るとともに各種講座を開催するなど、参画意識の向上を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	「私の未来塾セミナー」や「認知症サポーター養成講座」を開催予定であったが、新型コロナウイルスにより事業を縮小、中止することになった。	啓発内容は、男女で異なるものではない。介護や介護サービスに関する周知啓発を図ります。	C→C→ → →	
			17	男性の家事・育児・介護への参画意識の形成	男性の家事・育児・介護への参加、地域への参画について、周知を図るとともに各種講座を開催するなど、参画意識の向上を図ります。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	男性の家事・育児・介護への参加、地域への参画を促すための啓発や講座を行うことができなかった。	当事者が育児・家事・介護・地域活動への参画に関心を持つような講座等を開催し、参加を促すとともに意識の形成を図る。	C→C→ → →	

令和3年度 粕屋町男女共同参画計画後期計画 施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

II 男女が共に能力を発揮できる社会づくり	2 ワーク・ライフ・バランスの推進	(3) 子育て・介護と就労との両立支援	18	父親の育児参加機会の提供	かすやこども館を活用し、父親も一緒に参加できるような催しや講座を開催し、父親が育児に関わる機会を提供します。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	親子で参加できるイベント等を実施し、父親の参加もあった。また、父親向けの親子遊びのイベントも企画し実施した。	今後も引き続き、親子、家族みんなで参加できるイベントを企画し、父親と子どもが参加できる講座も実施予定である。	B→B→ → →	
			19	子育てと就労の両立支援サービスの充実	子育てをしている人が安心して就労できるよう、低年齢児・障がい児・病児等保育、延長保育、一時保育、学童保育など多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	子ども未来課 学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→ → →	
			19	子育てと就労の両立支援サービスの充実	子育てをしている人が安心して就労できるよう、低年齢児・障がい児・病児等保育、延長保育、一時保育、学童保育など多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	安心して就労できるよう、各家庭のニーズに応じた保育サービスを提供することができた。	今後も引き続き、保育サービスの充実を図っていく。	B→B→ → →	
			19	子育てと就労の両立支援サービスの充実	子育てをしている人が安心して就労できるよう、低年齢児・障がい児・病児等保育、延長保育、一時保育、学童保育など多様なニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	年度当初には、待機児童が発生する学童保育所があり、希望するすべての児童に対応することができていない。	学童保育所利用希望者すべてに対応するには施設や人員の確保が必要である。また多様化するニーズにどのように対応するかが課題である。	B→B→ → →	
			20	介護と就労の両立支援サービスの充実	介護をしている人が安心して就労できるよう、介護保険制度の周知を行い、介護保険サービスの充実を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	65歳になった方へ被保険者証と一緒にパンフレットを配布し介護保険制度の周知を図った。サービス利用者へは適宜制度の周知を行うとともに、適切なサービスの利用を促進するため介護給付費通知を送付した。介護している人に対しては、個別対応に留まり広く一般に制度の周知を行っていない。	毎年のように行われる介護保険制度の改正について、遺漏なく周知を行っていく。	C→C→ → →	
			21	講座・会議等での託児の実施	町が実施する講座や会議等において参加者ニーズを把握し、必要な場合は託児を実施します。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	町が実施する講座や会議等において、託児が必要と見込まれる場合は必要な経費を確保し、実施している。託児は実施していない事業では、子供同伴での出席を認めている。	町が実施する講座や会議等において、参加者のニーズなどを把握し、託児が必要と見込まれる場合は積極的に必要経費の確保を行う。	A→A→ → →	
III 男女が共に参加し支えあうまちづくり	1 政策・方針決定の場への女性の参画推進	(1) 各種審議会委員等への女性の積極的登用	22	各種審議会等への女性登用率の向上	各種審議会等委員の女性登用率の向上を目指す。また、各種審議会などにおける委員の選出時には、女性比率を考慮し、委員構成を決定していきます。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	令和3年4月1日現在、粕屋町は前年度(令和2年度)に比べ32.0%から30.5%と下がっている。審議会等の設置時には、委員の女性比率を考慮したうえで委員構成の検討を行っている。	審議会等の委員は条例や要綱等により、一部充て職で構成される場合も多いことから、団体・関係機関の長や役職者の女性登用率の向上に伴う部分があると考えられる。今後も所管部署において委員の選出時には、女性比率を考慮し、委員構成を決定する。	C→C→ → →	女性が委員として参加するかは、自発的に参加するかによるので、町で取組むのは難しいのではないかと。
			23	各種審議会等の女性委員のエンパワメント支援	各種審議会等の女性委員に対して、学習機会の提供を行うとともに参加を促進し、女性委員のエンパワメント支援を図ります。また、審議会等の委員に対しても女性の参画への理解を図るために啓発・研修を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	各種審議会の女性委員の割合の把握にとどまり、エンパワメント支援は行っていない。	各種審議会の女性委員割合の調査時に、対象者の把握に努め、福岡県男女共同参画センターの研修案内等を検討する。	D→D→ → →	研修をするのは難しいので、代わりにあすばるの講座をお知らせをするなど情報提供はできるかと思う。
			24	女性リーダーの育成に関する情報提供	女性が地域や団体などでリーダーとして活躍できるよう、県などが行う女性リーダー育成に関する講座やセミナーの積極的な情報提供を行うとともに、町主催の講座やセミナーの開催についても検討していきます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	女性リーダー育成のための講座やセミナーは開催できなかったが、ホームページにおいて県等が行う講座やセミナーの情報提供を行った。	今後も福岡県男女共同参画センター等の講座やセミナーを積極的に案内するとともに、町の講座開催についても検討していく。	C→C→ → →	
			25	地域活動におけるリーダーへの女性の参画促進	様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性がリーダーとして地域で活躍できるよう、女性団体の育成や活動支援を行います。	社会教育課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→ → →	PTA役員として活躍する女性は多いが、PTAが終わった後にその経験を生かせる場所がないので、活躍できる場所を提供してほしい。

令和3年度 粕屋町男女共同参画計画後期計画 施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

Ⅲ 男女が共に参加し支えあうまちづくり	2 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域活動における男女共同参画の促進	25	地域活動におけるリーダーへの女性の参画促進	様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性がリーダーとして地域で活躍できるよう、女性団体の育成や活動支援を行います。	社会教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	社会教育関係団体において、女性役員の参画は比較的行われている。 社会教育関係団体役員44名中女性18名(約41%)	役員の女性登用について啓発を行い、参加しやすい環境づくりを促進する。	B→B→ → →		
			25	地域活動におけるリーダーへの女性の参画促進	様々な分野において女性の参画を促進するとともに、女性がリーダーとして地域で活躍できるよう、女性団体の育成や活動支援を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	まちづくり出前講座においては、防災分野での女性の参画を促している。まちづくり活動支援室の登録団体には女性の参画も多く、地域で活躍するための活動支援を行っている。	自治公民館での各種講座の機会を利用し、地域活動における啓発を行うとともに、女性団体の育成や活動支援に取り組んでいく。	B→B→ → →		
		(2) 参画における男女共同	26	男女共同参画の視点を取り入れた災害対策	災害対策に、男女それぞれの多様な視点や発想が活かされるよう、男女共同参画の視点を取り入れます。避難所での生活における男女のニーズの違いに配慮した避難所運営のために女性の参画を促進します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	災害備蓄品の管理において、女性の視点を取り入れた品目の選定を行い、購入を進めている。また、避難所運営マニュアルには避難所運営委員会での女性委員の割合を明記している。	避難所運営マニュアルにおいて、男女共同参画の視点をより具体的に盛り込んでいけるよう検討を重ねていく。	B→B→ → →		
	27	自主防災組織での女性の活躍促進	自主防災組織のメンバーへの女性の積極的な採用を働きかけ、男女共同参画の視点を取り入れた自主防災活動の取組を促進します。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	自主防災組織に対して行う防災講座や避難訓練において、男女が平等に役割を担うことの必要性を伝えている。	実際に女性の視点や意見が反映されていくことが重要である。	B→B→ → →				
	Ⅳ 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	1 生涯を通じた健康支援	(1) ライフステージに配慮した男女の健康支援	28	主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組む、生涯現役で社会参画できるよう、疾病予防の啓発や対策、食育の推進、介護予防等に取り組めます。	健康づくり課 介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→ → →	
				28	主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組む、生涯現役で社会参画できるよう、疾病予防の啓発や対策、食育の推進、介護予防等に取り組めます。	健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	健康づくりの啓発は、新型コロナウイルスの感染拡大により、各行事等が中止となったため、ホームページ等を利用した啓発や、出前講座等にて健康かすや21計画に基づき疾病や生活習慣病予防を中心に実施した。 また、食育の推進に関しては、食生活改善推進会が、やさしい在宅介護レシピ集を作成して配布した。	がん検診については、町で把握できる受診率としては伸び悩んでおり、町民全体の受診率の把握も難しい。今後も町民が自らの健康に関心を持てるよう、更に健康かすや21に基づく様々な活動や受診率向上に向けて、工夫しながら事業を行っていく。	B→B→ → →	
28				主体的に取り組む健康づくり	男女が自らの心身の健康管理に主体的に取り組む、生涯現役で社会参画できるよう、疾病予防の啓発や対策、食育の推進、介護予防等に取り組めます。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	介護予防やボランティア活動などの社会参画を促進する事業について介護予防カレンダーや広報で周知した。	介護予防教室や各種講座は縮小や中止となった。	B→B→ → →		
(2) リプロダクティブヘルス/ライツに関する理解の促進		29	人権を尊重した性に関する情報提供・啓発	思春期教育や性に関する情報提供を行い、若者や子どもたちが、人権を尊重した、性と身体に関する正確な知識と情報を得られるように啓発に取り組めます。	学校教育課 健康づくり課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→ → →			
29		人権を尊重した性に関する情報提供・啓発	思春期教育や性に関する情報提供を行い、若者や子どもたちが、人権を尊重した、性と身体に関する正確な知識と情報を得られるように啓発に取り組めます。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	「人権教育を取り巻く諸情勢について」や「人権・同和教育室だよりひまわり」等を提供することで、教職員が児童生徒の指導のための資料とした。	情報提供や学校での指導を計画的に行う。	B→B→ → →				
29	人権を尊重した性に関する情報提供・啓発	思春期教育や性に関する情報提供を行い、若者や子どもたちが、人権を尊重した、性と身体に関する正確な知識と情報を得られるように啓発に取り組めます。	健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	思春期教育や性に関する情報提供は行わなかったが、若年妊娠をした方等に、個別で相談や必要な情報提供を行った。	今後も、必要に応じて相談や情報提供を行っていく。	D→D→ → →					

令和3年度 粕屋町男女共同参画計画後期計画 施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

IV	1	(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解の促進	29	人権を尊重した性に関する情報提供・啓発	思春期教育や性に関する情報提供を行い、若者や子どもたちが、人権を尊重した、性と身体に関する正確な知識と情報を得られるように啓発に取り組みます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する直接的な啓発はできなかったが、粕屋町立図書館において関連図書の紹介を行った。	若い世代が関心を持ち、理解が深まるような方法を検討し、情報提供・啓発に取り組んでいく。	C→C→ → →		
			30	女性の心身の健康に関する情報提供・啓発	産前産後・更年期の健康に関する支援を行うとともに、女性のライフステージにおいて健康とその権利が尊重されるよう、情報提供や啓発を行います。	健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	母子手帳交付時から妊娠・出産・子育て期にわたるまで、母子保健や育児の相談にワンストップで対応し、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握しながらフォローを行っている。 女性の健康については、健診の休日実施やレディースデーを設けるなど、健診を受けやすい環境を整え、健康相談等を実施している。	今後も継続して、妊娠期から子育て期にわたるまで、関係機関と連携を取りながら切れ目のない支援を実施する。 更年期の健康については、今後も健康相談や健診後の相談、パンフレットによる啓発を行っていき、国・県の動向を見据えて検討していく。	A→A→ → →		
			31	性教育の推進	児童・生徒の発達段階に応じ、生命の大切さや性についての正しい理解を深め、男女が互いを尊重する教育を推進します。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	体育科における性に関する学習、理科・生活科による生命の大切さや性の役割などの学習を行った。	学習の時間に加えて、日常的な各場面に関連させて指導していく。	B→B→ → →		
	2	(1) DV防止のための啓発	あらゆる暴力の根絶	32	DV防止に関する啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を進めます。町のイベント時や広報紙、ホームページを通じた啓発を行います。	介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→ → →	
				32	DV防止に関する啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を進めます。町のイベント時や広報紙、ホームページを通じた啓発を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV防止に関するチラシやポスターについて、適宜設置し、DVに対する認識を深めるために啓発を行った。	DV防止に関するチラシやポスターを適宜設置し啓発を継続するとともに、今後もさらなる防止のための啓発を行っていく。	C→C→ → →	
				32	DV防止に関する啓発の充実	DV防止講座の開催や啓発資料等の作成、配布など様々な機会を通じて、DVに対する認識を深め、防止のための意識啓発を進めます。町のイベント時や広報紙、ホームページを通じた啓発を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	人権のつどい(町のイベント)において、DVに関する調査結果と、相談窓口を載せたチラシを配布した。	DVを許さない意識を町民に醸成していくような啓発を検討していく。	C→C→ → →	
				33	デートDV防止に関する啓発	デートDV防止について啓発を行い、特に若年者に向けた予防教育を行います。	学校教育課 介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→ → →	
				33	デートDV防止に関する啓発	デートDV防止について啓発を行い、特に若年者に向けた予防教育を行います。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	中学校では性に関する講演会等の中でデートDV防止についても学ぶ機会を設けた。また、悩みがある場合の相談窓口や対処法について、繰り返し児童・生徒および家庭へ周知した。	今後も講演会をはじめ、日常の様々な場面で啓発を行っていく。	B→B→ → →	
				33	デートDV防止に関する啓発	デートDV防止について啓発を行い、特に若年者に向けた予防教育を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DVのうち、特にデートDVに関するケースがなく、特化した周知や啓発は、まだできていない。	DV防止の周知を進める中で、デートDVについてもさらなる周知、啓発を進めていく。	D→D→ → →	
				33	デートDV防止に関する啓発	デートDV防止について啓発を行い、特に若年者に向けた予防教育を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	デートDV防止の啓発チラシを作成し、町立中学校2校の全学年を対象に配布して周知を図った。	DV防止の周知を進める中で、若年層に向けた予防教育としてデートDV防止についても広く周知を図り、啓発を進めていく。	C→C→ → →	チラシによる啓発はとても良いと思う。商業施設に協力してもらおうのはどうか。



IV 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	2 あらゆる暴力の根絶	(2) DV相談体制と被害者保護・支援の充実	34	相談窓口等の情報提供	DV被害者に対する相談窓口を設置し、必要な情報を提供します。関係機関との連携により適切な支援を行います。	介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→ → →	
			34	相談窓口等の情報提供	DV被害者に対する相談窓口を設置し、必要な情報を提供します。関係機関との連携により適切な支援を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV被害者について介護福祉課で相談を受けた。ケースに応じた情報提供を行い、適切な対応を行うことはできた。	今後も引き続き相談を受け、関係機関と連携し、DV被害者への適切な支援を行う。	B→B→ → →	
			34	相談窓口等の情報提供	DV被害者に対する相談窓口を設置し、必要な情報を提供します。関係機関との連携により適切な支援を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV被害を含めた性別に関する相談を処理するための「男女共同参画苦情処理制度」を導入した。また、啓発物資を作成し、公共施設や町内企業に協力してもらい周知に努めた。	男女共同参画苦情処理制度を今まで以上に広く周知し、活用へとつなげていく。	B→B→ → →	
			35	関係職員及び機関のDVへの理解促進	DV被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	介護福祉課 総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→ → →	
			35	関係職員及び機関のDVへの理解促進	DV被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	新型コロナウイルスの感染拡大により研修参加が出来なかったが、相談員としてのスキルアップを図り、相談の際には、状況に応じた対応を行えるよう努めていく。	適切な相談業務ができるよう、今後も研修や勉強会への積極的な参加に努めていく。	C→C→ → →	
			35	関係職員及び機関のDVへの理解促進	DV被害者の状況に応じた適切な相談対応や助言ができるよう、研修や勉強会等へ参加し、相談員の資質の向上を図ります。	総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV被害者の情報については、課内また関係課で情報共有を行い適切に対応できるよう努めている。研修会や勉強会については機会が無いため、参加できていない。	現在の業務体制において、総合窓口課としてやるべきことは適切に行っているが、実際には被害の相談を受ける部署は福祉関係部署にあるべきと思われるため、今後は庁舎全体での見直しが必要であると思われる。	C→C→ → →	町立の学校の教職員も相談できる窓口があればよいと思う。
			36	かすや地区女性ホットラインの周知	暴力をはじめとする様々な悩みに対する電話相談窓口である「かすや地区女性ホットライン」の周知を図ります。	介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→ → →	
			36	かすや地区女性ホットラインの周知	暴力をはじめとする様々な悩みに対する電話相談窓口である「かすや地区女性ホットライン」の周知を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	ホットラインについては、令和3年度も事業を実施し、広報紙等に掲載するなど周知を図った。	様々な悩みの相談窓口である「かすや地区女性ホットライン」の周知を図っていく。	B→B→ → →	
			36	かすや地区女性ホットラインの周知	暴力をはじめとする様々な悩みに対する電話相談窓口である「かすや地区女性ホットライン」の周知を図ります。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	定期的に広報紙へ掲載するとともに、啓発物資を公共施設等に配置して、住民への周知を図った。	引き続き、定期的な周知を行うとともに、事業所や民間施設にもリーフレット等を配置して周知を広げていく。	B→B→ → →	
37	関係機関との連携	関係各課と連携し情報共有を図りながら、適切な支援体制の確保に努めます。警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、DV被害者の早期発見を図ります。また、外国人・高齢者・障がい者等に配慮した相談体制の充実を図ります。	介護福祉課 総合窓口課 子ども未来課 健康づくり課 学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→ → →				

IV 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	2 あらゆる暴力の根絶	(2) DV相談体制と被害者保護・支援の充実	37	関係機関との連携	関係各課と連携し情報共有を図りながら、適切な支援体制の確保に努めます。警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、DV被害者の早期発見を図ります。また、外国人・高齢者・障がい者等に配慮した相談体制の充実を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	粕屋地区では、粕屋保健福祉事務所による「福岡県配偶者からの暴力防止対策粕屋地域連絡会議」を開催し、地域で連携をとりながら相談体制の充実を図っているが新型コロナウイルスの感染拡大により未開催となった。	今後も関係各課との連携、情報共有を図りながら被害者の早期発見及び適切な支援体制の確保に努めていく。	C→C→ → →
			37	関係機関との連携	関係各課と連携し情報共有を図りながら、適切な支援体制の確保に努めます。警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、DV被害者の早期発見を図ります。また、外国人・高齢者・障がい者等に配慮した相談体制の充実を図ります。	総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	住民基本台帳事務におけるDV支援措置の相談、受付の際に、必要に応じて関係機関と連携、情報提供を行った。また、関係機関との連携において、遅滞なく、また遺漏のないよう文書の回覧、保管方について見直しを行った。	今後も、遺漏なく、また間違いのないよう関係事務を行うとともに、関係機関との調整を行いながら適切な事務処理及び情報提供に努める。	B→B→ → →
			37	関係機関との連携	関係各課と連携し情報共有を図りながら、適切な支援体制の確保に努めます。警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、DV被害者の早期発見を図ります。また、外国人・高齢者・障がい者等に配慮した相談体制の充実を図ります。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	要保護児童対策地域協議会において、支援家庭の把握に努め、関係機関と随時、情報共有を行い連携を図っている。	相談窓口の周知を徹底するとともに、引き続き、相談体制を強化する。	B→B→ → →
			37	関係機関との連携	関係各課と連携し情報共有を図りながら、適切な支援体制の確保に努めます。警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、DV被害者の早期発見を図ります。また、外国人・高齢者・障がい者等に配慮した相談体制の充実を図ります。	健康づくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV被害者については、関係機関と情報共有を行いながら、支援を行った。また、多言語音声翻訳システムを導入し、外国人の来所者に対して、必要な情報を正しく伝え、安心して相談してもらえる環境を整えた。	今後もDVに関する情報は特段の配慮が必要であるため、関係課と情報を共有し、適切な対応を行う。また、多言語音声翻訳システムを利用しながら、外国人の来所者に対応を行う。	A→A→ → →
			37	関係機関との連携	関係各課と連携し情報共有を図りながら、適切な支援体制の確保に努めます。警察や民生委員等、地域の関係機関との連携を深め、DV被害者の早期発見を図ります。また、外国人・高齢者・障がい者等に配慮した相談体制の充実を図ります。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	主に、要保護児童対策地域協議会にて、各関係機関と情報を共有することで、福祉的な支援を得た。	要保護児童対策地域協議会以外も、日常的に情報交換など連携を行っていく。	B→B→ → →
			38	個人情報保護の徹底	行政事務において、DV被害者等に関する個人情報の保護が徹底されるよう職員研修を行うなど、個人情報保護の体制強化を図ります。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	新規採用職員に対して入庁時に個人情報保護に関する研修を実施し、職員に対して毎年eラーニングによる研修受講を行っている。各課では個人情報は施錠できるキャビネット等に保管し、問合せや窓口対応では十分配慮するなど徹底した管理を行っている。	個人情報の漏えい事案の原因の多くは人的な要因によるものであるため、研修を通して個人情報保護の徹底を呼び掛ける必要がある。また、DVに関する情報には特段の配慮が必要であり、取扱いについて周知徹底を図っていく。	A→A→ → →
			39	DV被害者の自立支援	DVシェルター等避難後の生活の立て直しについては、既存の福祉施策を活用して被害者の自立を支援します。また、被害者支援の施策を推進していくために関係課と連携して、被害者に適切な支援を行います。	介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→ → →
			39	DV被害者の自立支援	DVシェルター等避難後の生活の立て直しについては、既存の福祉施策を活用して被害者の自立を支援します。また、被害者支援の施策を推進していくために関係課と連携して、被害者に適切な支援を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	実際に被害者の自立支援にかかるケースはなかった。	今後も関係各課との連携、情報共有を図りながら被害者の早期発見及び適切な支援体制の確保に努めていく。	B→B→ → →
			39	DV被害者の自立支援	DVシェルター等避難後の生活の立て直しについては、既存の福祉施策を活用して被害者の自立を支援します。また、被害者支援の施策を推進していくために関係課と連携して、被害者に適切な支援を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	DV被害者の自立支援に関して、具体的な取組は行っていない。	DV被害者の自立支援に向けて、関係各課との連携体制を構築していく。	D→D→ → →
			40	性犯罪など被害防止に向けた啓発	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」や「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」などの情報提供や周知に努めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報誌において、性犯罪対策や相談窓口の周知を行った。	広報誌以外の媒体でも相談窓口に関する情報を掲載し、周知を図る。	D→C→ → →

IV 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	2 あらゆる暴力の根絶	(3) 性暴力やハラスメントの防止に向けた取組の推進	41	性暴力被害者保護と自立支援制度の周知	女性の被害者が相談しやすい窓口などの情報提供を行います。また、関係機関と連携して被害者の生活自立支援に取り組みます。	介護福祉課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→ → →
			41	性暴力被害者保護と自立支援制度の周知	女性の被害者が相談しやすい窓口などの情報提供を行います。また、関係機関と連携して被害者の生活自立支援に取り組みます。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	実際に被害者の自立支援にかかるケースはなかった。	女性被害者が相談しやすい窓口である「かすや地区女性ホットライン」などの情報提供を行い関係機関と連携し適切な支援を行う。	C→C→ → →
			41	性暴力被害者保護と自立支援制度の周知	女性の被害者が相談しやすい窓口などの情報提供を行います。また、関係機関と連携して被害者の生活自立支援に取り組みます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	ホームページにおいて、各種相談窓口を掲載している。	相談する側が、どこに相談すればよいか分かりやすく周知できるよう掲載の方法を検討する。	C→C→ → →
			42	ハラスメントの防止のための啓発	ハラスメント防止のため、町民及び事業所に対し、正しい知識の啓発を進め、相談窓口などの情報提供を行います。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	ハラスメントの防止に関して、町民や事業所に対する啓発や情報提供は行っていない。	ハラスメントの防止に向けて、町民及び事業所に対して組織の方針、規定などの策定の必要性とともに、相談窓口などについて広く周知を図っていく。	D→D→ → →
	3 困難な状況に置かれている人への支援	(1) 高齢者・障がい者が安心して暮らせる環境の整備	43	介護者・養護者に対する支援の充実	家族の介護や養護をしている人が相談しやすい体制を整備し、相談者への適切な支援に努めます。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	地域包括支援センターの総合相談件数は、1,769件でそのうち、介護や福祉に関する相談が1,058件となっている。	地域包括支援センターの必須職種である社会福祉士が定数に達していない。今後も定数の確保に務める。	B→B→ → →
			44	自立支援施策の充実	高齢者等が生きがいを持って自立した生活が送れるよう、介護予防及び生活自立につながる福祉施策の充実を図ります。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	高齢者が持つ豊かな技術、知識、経験を社会資源とし、生きがいや役割を持たせるような事業を展開した。	シニアクラブやシルバー人材センター、社協などと連携し、高齢者の社会参加や自立を促していく。	A→B→ → →
			45	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭への手当の支給、医療費の助成、就学援助等の経済的支援を行います。また、必要な世帯への支援が確実に届くよう情報提供していきます。	総合窓口課 学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			A→A→ → →
			45	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭への手当の支給、医療費の助成、就学援助等の経済的支援を行います。また、必要な世帯への支援が確実に届くよう情報提供していきます。	総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	ひとり親家庭への児童扶養手当の支給、医療費の助成については遺漏なく実施し、必要な家庭に確実に届くよう窓口やホームページで情報提供を行っている。	遺漏なく関係事務を行うとともに、関係機関との調整を行いながら、適切な事務処理及び情報提供に努める。	A→A→ → →
		(2) ひとり親家庭への支援	45	ひとり親家庭への経済的支援	ひとり親家庭への手当の支給、医療費の助成、就学援助等の経済的支援を行います。また、必要な世帯への支援が確実に届くよう情報提供していきます。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	就学援助の案内を入学通知に同封し、新入学の全世帯に周知を行った。また、在校生には学校から全児童生徒に案内を配布し周知を図った。	今後も周知を行うとともに、申請に支援が必要な世帯にはSSW等による支援を行う。	A→A→ → →
			46	ひとり親家庭の相談の充実	ひとり親家庭の様々な相談に応じて、関係機関と連携して、適切な支援を行います。また、相談窓口について周知を行います。	総合窓口課 介護福祉課 子ども未来課 学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→ → →

令和3年度 粕屋町男女共同参画計画後期計画 施策の評価表

A.90%以上(十分達成している)、B.70%以上(ある程度達成しているが一部課題が残る)、C.50%以上(達成が不十分であり、更なる努力を要する)、D.50%未満(現状では達成にほど遠く、今後改善を要する)

IV 男女が安心して健やかに暮らせる環境づくり	3 困難な状況に置かれている人への支援	(2) ひとり親家庭への支援	46	ひとり親家庭の相談の充実	ひとり親家庭の様々な相談に応じて、関係機関と連携して、適切な支援を行います。また、相談窓口について周知を行います。	総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	戸籍届出や手当の相談時など、ひとり親世帯の最初の相談窓口として、必要に応じて関係機関へつなぎ、適切な支援を受けられるよう冊子等を配布するなどして、支援の種類や相談窓口等の周知を行っている。	遺漏なく関係事務を行うとともに、関係機関との調整を行いながら、適切な事務処理及び情報提供に努める。	B→B→ → →	
			46	ひとり親家庭の相談の充実	ひとり親家庭の様々な相談に応じて、関係機関と連携して、適切な支援を行います。また、相談窓口について周知を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	相談窓口等を情報提供するとともに、関係機関等と連携を図りながら支援した。	今後も関係機関等と連携しながら支援を継続していく。	C→C→ → →	
			46	ひとり親家庭の相談の充実	ひとり親家庭の様々な相談に応じて、関係機関と連携して、適切な支援を行います。また、相談窓口について周知を行います。	子ども未来課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	支援家庭に養育相談を行う際に、随時必要な情報提供を行うとともに、関係機関と連携して支援を行っている。	相談窓口の周知を徹底するとともに、引き続き、相談体制を強化する。	A→A→ → →	
			46	ひとり親家庭の相談の充実	ひとり親家庭の様々な相談に応じて、関係機関と連携して、適切な支援を行います。また、相談窓口について周知を行います。	学校教育課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	子どもや教育に関する相談窓口を紹介するチラシ・ポスターを作成し、小中学生に配布し、校内での掲示を行った。	毎年チラシの配布、ポスターの掲示を行う。問い合わせには、SSWや教育相談室などの相談機関を紹介し、必要な支援を受けるためのサポートを行う。	B→B→ → →	
	(3) 配慮を必要とする男女への支援	47	配慮を必要とする男女への支援	高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える男女の自立に向け、関係機関と連携して、相談窓口等の情報提供や適切な支援を行います。	総合窓口課 介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			B→B→ → →		
		47	配慮を必要とする男女への支援	高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える男女の自立に向け、関係機関と連携して、相談窓口等の情報提供や適切な支援を行います。	総合窓口課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	総合窓口課における様々な手続きを受けた際に相談があった場合は、適切な支援につながるよう福祉に関する冊子等を配布するなどして、支援の種類や相談窓口等の周知を行っている。	遺漏なく関係事務を行うとともに、関係機関との調整を行いながら、適切な事務処理及び情報提供に努める。	B→B→ → →		
		47	配慮を必要とする男女への支援	高齢者や障がい者、外国人、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える男女の自立に向け、関係機関と連携して、相談窓口等の情報提供や適切な支援を行います。	介護福祉課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	様々な悩みに応じた相談窓口一覧を掲載したチラシを窓口で配布し周知した。障がいのある方については、相談窓口等を情報提供するとともに、福祉サービスの委託先や関係機関等と連携をとりながら支援した。	今後も関係機関等と連携しながら支援を継続していく。	B→B→ → →		
	推進体制	(1) 特定事業主行動計画の推進	48	両立のための職場理解と制度の普及促進	職員のワーク・ライフ・バランスへの理解を広め、男性の家事・育児・介護参画がしやすい職場環境を作り、休暇制度の周知と取得を促進します。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	毎週水曜日のノー残業デーの周知を図り、課長会で有給・夏季休暇の取得状況や時間外勤務の状況について報告している。また男性の育児休業に加え、出産補助休暇、養育休暇等の取得については、対象者への個別説明を行い、取得率については衛生委員会の中で報告した。	一人当たりの有給休暇取得日数は部署により偏りがあるため、特に取得率の低い部署に対しては所属長を通じ取得率が上がるよう働きかけていく必要がある。	B→B→ → →	
			49	女性職員の登用拡大	男女が共に粕屋町の対等な職員であることを基本として、女性の職務能力がより発揮しやすい環境を整え、管理監督者への登用を進めるとともに性別にとられない職場配置を行います。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	職員採用試験では、平等取扱いの原則及び成績主義の原則を前提とした選考を実施した。管理職への登用は、勤務成績に基づき、公平かつ積極的に行い、性別にとられない職場配置に務めた。	今後も採用試験は平等取扱いの原則及び成績主義の原則を前提とした選考を実施し、面接官においても男女の別なく積極的に登用する。管理職への登用は勤務成績等に基づき、性別にとられない職場配置に努めていく。	A→A→ → →	
			50	女性職員のリーダーの養成	男性と共に、女性もあらゆる分野でけん引役を担うことができるよう、リーダーシップ養成の講座・研修会への参加を積極的に促します。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	女性職員向けの研修については参加できなかったが、リーダーシップ養成に繋がるようなコーチング研修、リスクマネジメント研修等には積極的な参加がみられた。	女性職員のみを対象とした研修は少ないが、引き続き、リーダーシップ養成に繋がるような研修機会の周知を図っていく。	C→C→ → →	

推進体制	(1) 特定事業主行動計画の推進	51	町職員に対する研修の実施	町職員に対して男女共同参画や特定事業主行動計画の推進に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	総務課 協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満			C→C→ → →	
		51	町職員に対する研修の実施	町職員に対して男女共同参画や特定事業主行動計画の推進に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	総務課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	男女共同参画に特化した研修は実施していないが、全職員を対象とした人権研修の中で、女性の人権問題や仕事と家庭についての内容も取り上げた。	定期的に男女共同参画に特化した研修を実施するとともに、職員人権研修の中で、男女共同参画や男女平等に関するテーマを取り上げるなど、職員の意識啓発を図っていく。	C→C→ → →	
		51	町職員に対する研修の実施	町職員に対して男女共同参画や特定事業主行動計画の推進に関する研修を定期的に行い、意識啓発を図ります。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	男女共同参画に特化した職員研修は実施できなかったが、全職員を対象とする人権研修の中で男女共同参画の内容を盛り込んでいる。	計画期間の節目の時期などに、男女共同参画に特化した職員研修の実施を検討していく。	C→C→ → →	
	(2) 推進体制の整備	52	庁内推進体制の整備	粕屋町における男女共同参画社会の実現に向け、施策を総合的かつ効果的に推進するため、全庁的な推進体制の整備を進めます。	協働のまちづくり課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	推進体制の整備は具体的に進めることができなかった。	推進体制の構築に向けて他自治体から情報を集め、検討を進めていく。	C→C→ → →	
		53	町民との協働	男女共同参画の視点で、町民、事業所、関係団体と行政が連携して、地域課題の解決や地域活性化を図ります。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	協働事業においては、男女共同参画の視点を取り入れながら取り組んでいる。	今後も町民、事業所、関係団体と行政が連携して取り組む際には、男女共同参画の視点を大切にしていく。	B→B→ → →	
		54	社会的性別(ジェンダー)にとらわれない表現の使用	広報物等の作成にあたっては、国ガイドラインを活用して、男女の固定的役割分担意識を助長することのない表現の使用を徹底します。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	広報物等の作成においては、社会的性別(ジェンダー)にとらわれない表現の使用に配慮している。	今後も広報物等の作成にあたっては、国ガイドライン等を活用して表現についての配慮を行う。	B→B→ → →	
	(3) 計画の点検・評価	55	計画の点検・評価	計画の進捗状況を把握するため、施策の評価を行い、公表します。	全課	A.90%以上 B.70%以上 C.50%以上 D.50%未満	毎年施策の評価を行い、ホームページで公表している。	各取組における課題を洗い出し改善していくことで、計画の推進を目指す。	A→A→ → →	